

横浜市六ツ川スポーツ会館 指定管理者事業計画書			
申込年月日 平成27年7月16日			
団体名	特定非営利活動法人 みなみ区民利用施設協会		
代表者名	石井 正雄	設立年月日	平成22年6月1日
団体所在地	横浜市南区浦舟町3-46 浦舟複合福祉施設10階		
電話番号	045-243-8411	FAX 番号	045-232-9669
沿革	<p>◎ 平成 7年4月 南区区民利用施設協会設立。 南(老人福祉センター併設を含む)・大岡・永田地区センター、六ツ川台コミュニティハウス、こどもログハウス及びスポーツ会館の管理運営を開始。</p> <p>◎ 平成 9年4月 永田台コミュニティハウスの管理運営を開始。</p> <p>◎ 平成22年6月 特定非営利活動法人みなみ区民利用施設協会を設立。</p> <p>◎ 平成23年4月 旧協会から事業を継承し、南・大岡・中村地区センター、陸・浦舟・六ツ川一丁目・蒔田コミュニティハウス、六ツ川スポーツ会館及びこどもログハウスの指定管理並びに六ツ川台及び永田台コミュニティハウス管理運営を開始。</p> <p>◎ 平成24年3月 別所コミュニティハウスの指定管理を開始。</p> <p>◎ 平成25年4月 蒔田コミュニティハウスの第二期指定管理を開始。</p> <p>◎ 平成27年4月 中村地区センター、浦舟コミュニティハウスの第三期指定管理を開始。</p>		
業務内容	<p>みなみ区民利用施設協会は、平成22年6月1日に、それまでの任意団体である南区区民利用施設協会から特定非営利活動法人という法人格を取得し、新たな団体として設立しました。</p> <p>設立の目的は、『不特定多数の市民に対して、主として市民利用施設の運営管理に関する事業を行い、その事業を通じて地域交流、まちづくり等の支援を行い、公益の増進に寄与すること』としています。</p> <p>この目的を達成するために、市民利用施設の運営管理、地域交流支援及びまちづくり等の支援などの事業(定款第5条)を行います。具体的には、次の業務に取り組みます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 市民利用施設の管理運営</li> <li>2. 文化・芸術・スポーツ等の講座やイベントなど自主事業の企画及び実施</li> <li>3. 区民の自主的な活動の支援(助言、情報提供、広報活動、調整など)</li> <li>4. 子育て支援や青少年の健全育成に係る事業</li> <li>5. 地域コミュニティの醸成に関する事業</li> <li>6. 前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業</li> </ol> <p>以上の業務を多様化する社会環境の中で円滑かつ安定的に実施する上では、これまでに蓄積した経験や知識を活かし、利用者サービス向上に徹したマネジメントが大切と考えています。</p>		
担当者 連絡先	氏名	所 属	みなみ区民利用施設協会 事務局
	電 話	FAX	045-232-9669
	E-mail		

(1) 応募団体に関すること

- ア 応募団体の経営方針、業務概要、主要業務、特色等について
- イ 応募団体の業務における六ツ川スポーツ会館指定管理業務の位置づけ
- ウ 応募団体が行った公の施設その他類似施設の管理運営に関する主な実績

**ア 応募団体の経営方針、業務概要、主要業務、特色等について**

当協会は、旧南区区民利用施設協会の活動から通算して21年目を迎えますが、これまで地域との連携や協力関係を柱に、長年培ってきた経験と実績の基に、区内12の市民利用施設の管理運営を行っています。

活動目的は、地区センター等市民利用施設の運営管理及び地域交流支援やまちづくり等の支援に関する事業を行うことにより公益の増進に寄与することとしており、次の経営方針のもとに運営しております。

**【経営方針】**

- 1 地域の誰もが気軽に利用することができ、「楽しかった」などまた利用したくなる施設を目指します。
- 2 地域住民の自主的な活動を支援し、地域コミュニティの醸成、地域の連帯意識の形成を図ります。
- 3 創意工夫による魅力的な自主事業を行うことで、参加者の裾野を広げ、利用者の拡大につなげます。
- 4 自ら考え、話し合い、無駄なエネルギー消費を減らすなど環境に配慮した施設運営を心掛けます。

主要業務としては、市民利用施設の管理運営業務を行っています。市民利用施設が地域住民の生活環境の向上のために自主的に活動し相互交流を図る場とすることを設置目的とされていますので、その目的達成のために、利用者の皆さんに「おもてなしの心」で接し、安全・安心で快適に利用していただき、利用者に満足される施設とすることが協会の果たす役割と考えております。

当協会は、各地区センターやコミュニティハウス等の複数の施設を管理しています。そのスケールメリットを活かすことにより、施設同士の連携による事業やイベントの開催を可能とし、そうした事業の実施により地域の連携意識の形成を図るとともに、まちの活性化に繋げることも期待できます。

また、運営の面においても、各施設から見出した課題や成果あるいは利用者からの意見・要望などの貴重な情報交換が容易に図れ、利用者のサービス向上に迅速に対応できるという効果もあります。

さらに、職員の増員を要する事業の実施に際しても、施設間で補完することにより多様な事業の展開が可能となっています。このように利点のあることが協会の管理する特色と言えます。

**イ 応募団体の業務における六ツ川スポーツ会館指定管理業務の位置づけ**

六ツ川スポーツ会館は、開設以来、33年目を迎えました。南区の西部に位置する六ツ川大池地区に定着し、地域との絆も太いものとなり、この地域における地区センターの体育室に代わる施設として、幅広い世代の方々にスポーツ活動の場として利用されています。

現在、高齢化が進む南区にあっては、誰もが健康寿命を保ちながら、元気に楽しく暮らし続けることが、ひいては『まちの活力』の源となると考えています。

協会としては、設立目的に基づき活動することによって、地域の方々がこの施設を健康づくりの拠点として捉えるとともに、気軽にスポーツに慣れ親しむことを通して、地域の元気な街づくりの一員となれるよう支援していくことがこの施設の指定管理者に課せられた使命と考えています。

**ウ 応募団体が行った公の施設その他類似施設の管理運営に関する主な実績**

現在管理運営している主な施設名	所在都道府県市区名	業務開始年月	業務区分
横浜市六ツ川台コミュニティハウス	神奈川県横浜市南区	平成 7 年 4 月	受託運営業務
横浜市永田台コミュニティハウス	上に同じ	平成 9 年 4 月	上に同じ
横浜市中村地区センター	上に同じ	平成 17 年 3 月	指定管理業務
横浜市浦舟コミュニティハウス	上に同じ	平成 17 年 5 月	上に同じ
横浜市南センター	上に同じ	平成 18 年 4 月	上に同じ
横浜市大岡地区センター	上に同じ	平成 18 年 4 月	上に同じ
横浜市陸コミュニティハウス	上に同じ	平成 18 年 4 月	上に同じ
横浜市六ツ川一丁目コミュニティハウス	上に同じ	平成 18 年 4 月	上に同じ
横浜市六ツ川スポーツ会館	上に同じ	平成 18 年 4 月	上に同じ
横浜市永田みなみ台公園こどもログハウス	上に同じ	平成 18 年 4 月	上に同じ
横浜市蒔田コミュニティハウス	上に同じ	平成 20 年 4 月	上に同じ
横浜市別所コミュニティハウス	上に同じ	平成 24 年 3 月	上に同じ

(2) 六ツ川スポーツ会館管理運営業務の基本方針について

- ア 設置目的、区政運営上の位置付け
- イ 地域特性、地域ニーズ
- ウ 公の施設としての管理

**ア 設置目的、区政運営上の位置付け**

六ツ川スポーツ会館は、周辺地域の方々が自主的に文化やスポーツ活動を行い、その活動を通じて地域の交流が図れる場所として設置されたものです。

六ツ川スポーツ会館は●誰でも●いつでも●自由に●安心して市民が利用できる施設として設置されました。多くの方々への利用促進を図るために、気軽にできる新しいスポーツの自主事業を企画するなど、設置目的の成果をより達成するように、利用者のニーズを把握しながらサービスの提供に努めます。

また、最近では、テニスが一層人気を増し、当施設のテニスコートの使用が無料であることも相俟って、利用者が年々増加し、新しい交流の輪も芽生えています。

多くの利用者同士がスポーツを通じて交流し合い、また健康寿命を伸ばす契機ともなっていることから、区民との協働で『あったかい』まちをつくるという南区の区政運営方針にも寄与します。

施設運営にあたっては常に利用者の視点に立ち、業務水準の向上に努め、安全効率的かつ効果的な管理運営をまいります。

**イ 地域特性、地域ニーズ**

六ツ川スポーツ会館は、南区西部に位置する六ツ川大池地区内にあり、地区の街並みは、昭和40年代から開発された大規模団地を中心に、戸建住宅、中高層住宅で形成されています。古くからの地縁者も住む人間関係の温かい地域です。

《地域社会の連帯感等》

- ◆老人クラブのシルバー体操教室や子ども会、また区の子ども家庭支援課の「親子で遊ぼう」など地域交流の場の提供に協力しております。

《近隣問題の対応》

利用に際して、騒音等で近隣住民に迷惑がかからないよう、利用者の方に注意を促す。

- ◆ポスターを貼り、利用者へ協力要請をする。
- ◆利用者会議を通じてマナーとルールを徹底していただく。



**ウ 公の施設としての管理**

公の施設としての六ツ川スポーツ会館の運営管理については、毎月一回抽選会を行い、いつでも、誰でも公平・公正に利用できる施設として地域の中で根を張り、定着した施設となってまいりました。

また施設の委員会と連携しながら、毎月開催する利用者会議や定期的に行うアンケート、又は常設のご意見箱等から得た利用者の声に耳を傾け、利用者の視点に立ったサービスの向上に努めることにより利用者数の増加につなげ、地域交流を図るという設置目的を達成していきます。

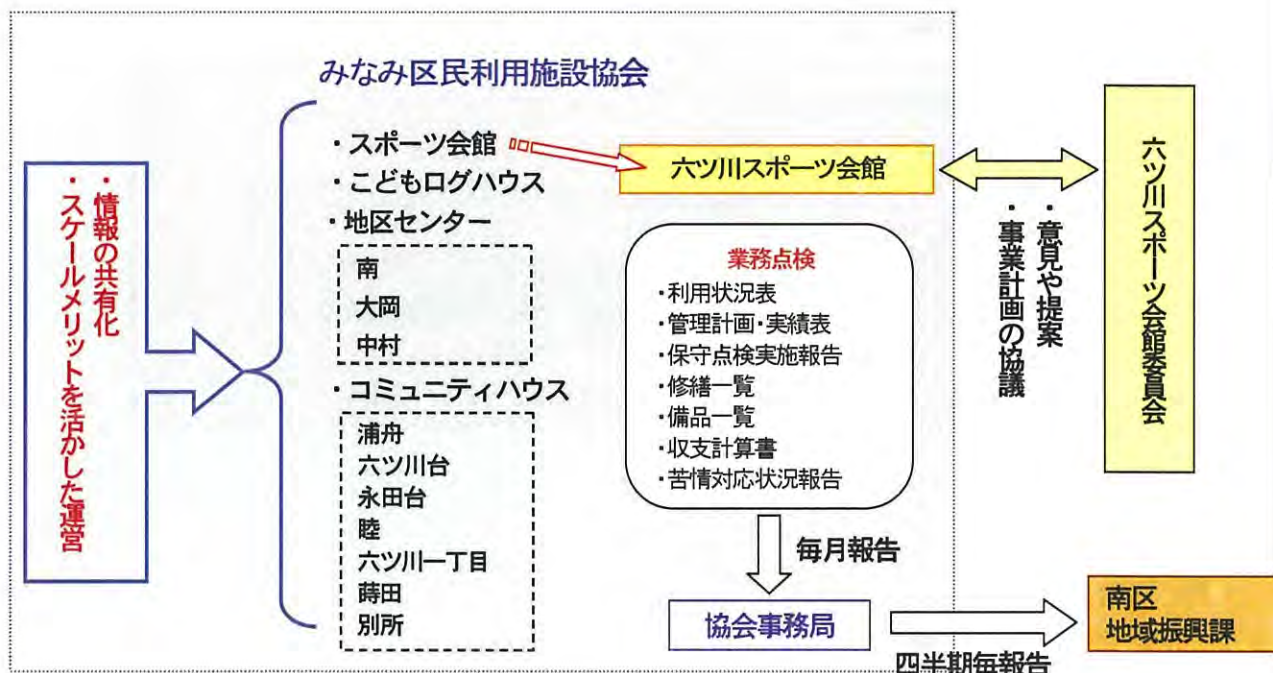
また、公共的施設であることを常に認識し、運営業務の効率化や職員の適正な配置などコスト削減に努め管理運営していきます。

(3) 組織体制

ア 管理運営に必要な組織、人員体制

各施設の管理運営を事務局に一元化し、定例的に館長会議やスタッフ会議を開催して、共通課題などをその都度協議し、対応しています。また利用者から寄せられている意見要望については、内部で情報共有し、施設間で対応が異ならないよう協議します。

前月の業務実績を、毎月事務局へ報告し、各施設の運営については、必要に応じて事務局から指示します。



	館長	時給職員 (スタッフ)
人数	1名 事務局長が兼務	5名
職務内容	施設の管理運営の総括	受付・管理等
勤務体制	平日 午前9時～午後5時	3交替勤務 4時間/1勤務 A時間帯 (午前) 午前9時～午後1時 B時間帯 (午後) 午後1時～午後5時 C時間帯 (夜間) 午後5時～午後9時 (日・祝日除く)

※毎月20日の抽選会及び年末年始(12月28日～1月4日)が休館日です。

時間給職員についてはスポーツ会館の地域性を考慮し、区内在住者(スポーツ会館近隣居住者)とし、いずれも公募いたします。公募にあたって特に経験や資格等は必要ありませんが、健康で協調性や社交性があり、ボランティア精神を豊富な人材を求めます。

(3) 組織体制  
イ 個人情報保護等の体制と研修計画

■ 個人情報保護等の体制

横浜市個人情報保護条例に基づき、利用者の個人情報は必要最小限にとどめ、二次使用は禁止しております。廃棄については、使用后、また施設の利用取り消しがあった場合、速やかに、シュレッダーで処理しています。なお、個人情報の取り扱いについては、年度当初に研修を行うとともに、常日頃から職員全員が問題意識を持つようミーティングの機会を捉え適宜周知徹底しています。

スポーツ会館の個人情報取り扱いに関する基本ルール

- ・ 個人情報の収集は必要最小限とする
- ・ 紙データについて⇒ ①持ち出し全面禁止
  - ②他人の個人情報を見られないようにする(必要以上コピーしない)
  - ③FAX送信は禁止
  - ④個人情報は本人以外に提供しない
  - ⑤本人に個人情報を渡すときは、氏名・内容を確認する
  - ⑥鍵のかかる所(戸棚や机)に保管する
  - ⑦保管状況を定期的にチェックする ⑧廃棄はシュレッダー処理する。

■ 職員の研修計画

- ①**個人情報研修**(上記参照)
- ②**採用時研修**・・・新規採用者に対し当協会の社会的使命・役割・接遇の三つの柱を軸に協会職員としての基礎を学びます。特に「接遇・対応の基本」に関しては、具体的な事例を交えながら実践に即した内容で研修します。

- ③**全体研修**・・・年に一回、全職員を対象とした研修を実施します。「人権」「接遇・対応について」「子どもの対応について」など毎年、その時々に応じた課題を様々な方法で拾い上げ、問題を共有し、解決策を全体で考える研修です。終了後にはアンケートを実施し現場の声を重視し次年度研修に反映しております。



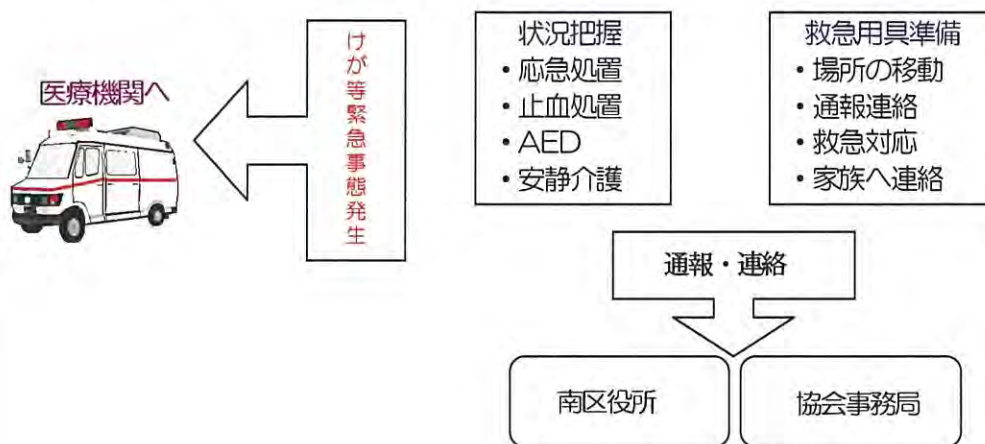
平成26年度全体研修

- ④**横浜市などの関係団体が行う研修**に随時参加させます。
- ⑤**防災防犯研修**・・・緊急時の対応マニュアルを確認する研修及びAEDの取扱研修
- ⑥**実務研修**・・・実務の取扱取り扱い手引きを確認します。

(3) 組織体制  
ウ 緊急時の体制と対応計画

1 防災・防犯の対応について

緊急事態が発生した場合には、すぐに館内の利用者に情報を提供するとともに、緊急連絡網を基に、電話、FAX、Eメールを駆使して、情報伝達に努めるとともに臨機応変に事態に対処してまいります。また区役所・医療機関・警察・消防との連絡体制を確保します。



非常警報設備・誘導灯・消火器については年2回点検を行っております。  
夜間などの職員不在時は、警備会社と契約して、機械警備を実施しています。  
(火災・盗難・不法侵入その他不法行為等に対する警戒並びに予防のために必要な各種感知器・警報機を設置)

2 その他緊急時の対応について

※施設緊急連絡網を作成し、非常事態にすみやかに対応できるようにします。

- ・一人勤務を原則とするため、緊急時には利用者の理解と協力を得ながら行動できるように日頃のコミュニケーションを大切にしております。
- ・消防法の規定に基づき策定した消防計画や緊急時のマニュアル等に従い、研修や訓練を定期的を実施します。
- ・訓練を通じて、職員はあくまで冷静に行動し、利用者がパニックを起さないような対応を心掛けます。訓練の際には、当日の利用者に訓練の実施を案内し、避難経路などについて説明します。また、災害時の地域との連携や協力を意識して、地域が実施する防災訓練にも参加します。
- ・災害等により必要とされた時には、迅速かつ柔軟に対応し、六ツ川スポーツ会館が地域のみなさまのよりどころとなるようつとめます。

※施設緊急連絡網

職員・事務局長を含めた施設及び協会全体の緊急連絡簿の作成  
各機関（区役所・医療施設・消防・警察）との連絡手段の確保

(4) 施設の運営計画

- ア 設置理念を実現する運営内容
- イ 利用促進策

**ア 設置理念を実現する運営内容**

六ツ川スポーツ会館は利益を追求するといった企業の経営感覚ではなく、利用していただく市民の立場に立って、満足度を高める、あるいは今まで利用していなかった市民の皆様にも利用していただくために、親しみの持てる新しいスポーツを普及させ、気軽に参加・利用できる工夫を凝らして新たなスポーツ交流を実現します。

スポーツを通じて健康寿命を伸ばすことの大切さを広報し、施設に集う方々が常に笑みをこぼして、挨拶を交わし、相互に温かく接し合うことで、心豊かな関係を築き上げられるよう、職員が常に地域交流のサポートを意識しながら利用者と接します。

便利でわかりやすい HP

The screenshot shows the website for Rokutsukawa Sports Center. Callout boxes highlight the following features:

- 施設までの地図 交通機関の案内**: Points to the contact information and location details at the top right of the page.
- 自主事業の情報 申込み方法のお知らせ**: Points to the '利用案内' (Usage Information) section.
- 施設案内 設備内容**: Points to the '施設概要' (Facility Overview) section.
- 利用時間の案内**: Points to the '開館時間' (Opening Hours) section.
- 利用方法の説明**: Points to the '利用申込' (Application) section.

The website content includes:

- 所在地**: 〒232-0066 横浜市南区六ツ川2-112-1
- 交通**: 神奈中バス 井11, 井12, 井14, 戸01, 戸03, 東01, 東06, 横43, 横44 系統 『六池』 徒歩2分 アクセスM.A.Biはこちらへ
- 電話**: 045-713-4803
- 開館時間**:
  - 月～土: 9:00～21:00
  - テニスコート: 8月～5月 午後5時まで
  - テニスコート: 6月～7月 午後7時まで
  - 日・祝: 9:00～17:00
  - テニスコート: 午後5時まで
- 利用申込**: 毎月20日(祭日)の10:00から翌月の利用日を祭日により決定(受付は9:30～10:00) (テニスコートについても同じ) 祭日以後の申込については、空いている時間帯を祭日翌日より先着順に随時申し込みすることができますが、利用日の2日前までに申込書による手続きをしてください。
- 休館日**: 毎月20日と年末年始
- 施設内容**: 体育館・テニスコート

**イ 利用促進策**

誰もが気軽に参加できる自主事業を展開することにより、多くの方々に新しいスポーツや運動を体験していただき、その後も継続的に使用していただけるような環境を提供して参ります。

利用者からの声も聴きながら、人気あるスポーツによる**競技大会**を、スポーツ会館主催で開催することにより、施設への関心を深めていただき、さらにはその認知度と魅力度を高めることで、利用促進を図っていきます。

(4) 施設の運営計画

- エ 利用者ニーズの把握と運営への反映
- オ 利用者サービス向上の取組
- カ ニーズ対応費の使途について (※地区センターのみ該当)

エ 利用者ニーズの把握と運営への反映

① 利用者会議

月一度の抽選会を活用し、必要に応じて利用者会議を開催します。利用者会議では、より多くの人の声を把握し、改善に通ずることは運営に反映することを基本とします。また、会議内容は、欠席者にも伝わるよう広報します。

② アンケート

利用者からの意見・要望・苦情などに関しては、アンケートを実施し、結果は館内掲示板を利用して利用者に公表しております。また、アンケートから得られた利用者の声に耳を傾け、より利用者の満足度が向上するよう努めます。

③ 利用者の声

受付にご意見箱を設置し、利用者の声を常時受け付けております。ご意見は、改善の宝と受け止め対応を図ります。

運営における課題・・・騒音問題

六ツ川スポーツ会館は古い施設であるため、騒音・振動対策が取られておらず、また冷房設備もないため、特に暑い夏場には、窓を開放せざるを得ません。窓の開放時には、度々スポーツ会館に隣接の民家から騒音の苦情が発生しますが、環境保全の調査でも基準の範囲内であることから、申し出に対しては、その都度説明しております。

オ 利用者サービス向上の取組



〒332-0018  
福井県福井市三好 1-112-1  
電話 076-245-4003

六ツ川スポーツ会館は、市民のみならず、気軽にスポーツ・レクリエーション活動等に利用できます。いろいろスポーツ活動を通してたくさんの方との交流を深めて下さい。



- (1) 利用者からの要望の声を反映し、施設レイアウトや備品など予算に限りがありますが、事務コストの削減などによりできる限りその要望に応えていきます。
- (2) 要望結果については、利用者にわかるよう館内に掲示するとともに、利用者会議などで知らせます。
- (3) 明るい環境の下でスポーツができるよう、定期的に室内の全部の照明灯を入替えています。
- (4) 水分補給用にウォータークーラーを設置しています。自動洗浄機能付きではありますが、利用者に高齢者が多いため、衛生管理を徹底する観点から、定期的に水質検査も実施しています。



(4) 施設の運営計画

キ 本市重要施策に対する取組

キ 本市重要施策に対する取組

情報公開

横浜市は、平成12年2月に「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」を制定し、市民の知る権利の尊重と、市の市政に関する説明責務を明記するとともに、行政文書の開示を求める権利を広く何人にも保障しています。

これを受けて、協会においても「情報の公開に関する規程」を定めており、スポーツ会館では、事業計画書や事業報告書などについて、閲覧に関するお知らせを館内に掲示し、閲覧を希望する方々へ開示しています。

また、毎年行っている利用者アンケートの結果や意見・要望への回答も館内に掲示するなど、情報の公開に努めています。

人権尊重

横浜市が掲げる目標「一人ひとりの市民が人権を尊重しあい、ともに生きる社会の実現」の達成に向けて、みなみ区民利用施設協会では、職員及びスタッフの人権感覚を高めるため、毎年全体で研修を実施しています。

特に、スポーツ会館は、こどもから高齢者まで幅広い年齢層の方に利用されていることから、機会あるごとに人権意識の発揚と人権尊重の大切さについて日常的に話し合うこととしています。

環境への配慮

横浜市では、市民の健康で文化的な生活環境の保全に向けて、事業活動や日常生活における環境への負荷の低減を図るために必要な事項を定めています。

これを受けて、スポーツ会館では、廃棄物処理に関して、横浜市のルート回収制度に参加し、分別・リサイクルを進め、燃やすごみを削減し、温室効果ガス排出量の減少に協力しています。

併せて、裏紙の利用、事務用品等のグリーン購入を行っています。

市内中小企業優先発注

横浜市は、条例を制定し、市内経済の発展や市民生活の向上を目指して、市内の中小企業の振興を図っています。

みなみ区民利用施設協会では、管理する地区センターやコミュニティハウスなどにおける物品の購入、設備の設置・補修、機器の維持管理などに関して、可能な限り市内の中小事業者に優先して発注しています。

当施設の保守管理業務（清掃業務委託）においても、市内事業者に発注しています。

(5) 自主事業計画

【実施の基本的な考え方】

自主事業の計画にあたっては、地域及び利用者のニーズを的確に把握するとともに、多くの方が参加しやすく、健康づくりに寄与するような新しいスポーツによる事業を提供いたします。

また、自主事業に参加しやすいように参加費は高額にならないように努めていきます。

自主事業のメニュー策定の考え方

- 1 年齢、性別にかたよらずより多くの方が参加しやすい事業
- 2 終了後もスポーツ会館を利用いただきやすい事業
- 3 退職者世代が地域で生き生きと暮らす基礎づくりとなる健康事業

【新たな芽生え】

(1) 気軽にできる新しいスポーツを介して、地域から新たなスポーツ人口を生み出し、この施設での活動を広げることで、施設の利用者の増加にもつながります。

(2) また、新たなスポーツや健康づくりに寄与する事業ということから、地域で話題を呼びスポーツを介した新たな出会いとつながりが芽生えます。

(3) この施設は、まさしく地域でのスポーツ活動の中心的な施設となり、地域コミュニティづくりの一助にもなると信じています。

(別添「自主事業計画」参照)

(6) 施設の維持管理計画

●施設の維持管理は、

第一に **安全かつ安心**して快適に利用でき、

第二に 光熱水費等の縮減による**省エネルギー**に努め、

第三に 直営で出来るものは**直営でのコスト縮減**を基本として、

法令等により専門的な見地からのチェックが必要となるため案件については、専門業者により点検を実施します。

また、スタッフが毎日の点検の中から異常を発見した場合には、直ちに専門業者に修繕を依頼いたします。さらに、異常とはいかないまでも利用者やスタッフが危ないと感じる箇所等についてはヒヤリ・ハット図を作成し、気づいたところはスタッフが日常管理の中で、適時修繕、点検等を行います。

●館内の清掃については、

日常的にはスタッフが行いますが、年2回程度、清掃専門業者に委託し、利用者が気持ちよく、かつ利用しやすい施設の状況を維持します。

●センター外回りの植栽の維持については

施設は、高速道路下の山の法面に接して建てられており、山の斜面には雑草が繁茂しています。この雑草からの落ち葉処理や伐採などを植栽の専門業者に頼らず、職員自らへ処理し経費の縮減も図っております。

また、その他の施設内外の清掃、点検等、良好な施設管理に必要なことは、その状況を見ながら、毎日、月一回以上又は年一回以上と行っています。

◆ 維持管理・保守点検等 ◆

建物設備管理	建築基準法の 12条点検	建物3年に1回 設備1年に1回
	職員による目視点検	建物設備とも 1年に1回
消防設備管理	消防設備点検	年2回
清掃等	床面 体育室フローリング 窓ガラス 網戸	年2回程度
	床面・トイレ等の職員 による日常管理	毎日

(7) 収支計画 (収入計画)

- ア 収入計画の考え方について
- イ 増収策について (※地区センターのみ該当)

ア 収入計画の考え方について

六ツ川スポーツ会館では、現在利用料金を設定していません。

○自動販売機収入

利用者が運動をした際には、水分補給が必要となりますので、利用者にできるだけ安価に提供できる飲料水の自販機を設置することとし、施設の自主財源としてより多くの収入が得られる自販機業者を選定しています。

また、自販機業者には、その売り上げ報告を求め、必要に応じて売上手数料の協議を行い、できる限り協会収入を伸ばすよう努めています。

なお、自販機から得られる収入は、全額施設の収入に充てることが基本ですが、当施設においては、自動販売機の売上収入からその一部を、南区さくらまつりの実行委員会が主催する「南区さくらまつり」のイベントに対する資金として、**実行委員会へ例年寄付**を行っています。

○自主事業

自主事業参加者には最小限の参加費をいただいておりますが、収益を目的とせず、今後とも魅力ある事業を実施するため相応の負担をお願いしてまいります。

公共施設においては、利用料金の有無にかかわらず、サービスの質を落とすことなく、より効率に限られた管理運営費の中で市民の要請に応えることが基本的に重要と考えています。

利用していただく市民の立場に立って、満足度を高める、もしくは今まで利用していなかった市民の方に利用していただく工夫が求められていますので、利用者の目線に立って、従来ありがちであった「利用させる」(施設管理)から「利用していただく」(サービス提供)へと職員の意識を改革して、管理運営を行っています。

## (7) 収支計画(支出計画)

## ウ 支出計画の考え方について

## ウ 支出計画の考え方について

支出には、施設の維持管理・運営業務に伴う人件費、事務費、事業費、光熱水費、設備保守点検業務、清掃、警備業務、修繕費等があります。施設の管理から必ず必要とされる固定経費が大部分を占めていますが、職員全員で知恵を出し合い、常に「**最少経費の最大効果**」を念頭に置き、縮減できる経費もありますので引き続き努力していきます。

## &lt;縮減可能な経費&gt;

職員全員がコスト意識をもって、以下のような対応を図ることを基本としますが、常に、前例にとらわれず、新鮮な感覚で対応するよう、研修や会議の中でコスト意識の徹底を図ります。

- (1) 設備保守点検業務、清掃、警備業務は専門業者あて委託することから、複数の業者からの見積もりを徴取し、複数年の契約による契約金の引き下げを行う。
- (2) 光熱水費については、事務室内での節電は勿論、体育室の未使用時間帯の消灯に限らず、体育室の利用状況に応じた使用しないコーナーの照明の消灯など、利用者サービスの低下とならない範囲内で、よりこまめに節電に努めています。  
その省エネ・節電対策としては、対22年度10%以上かつ前年度を上回る電力使用量削減を目標に掲げ、毎月電気・ガス等の使用量・使用料金を管理し、横浜市が取り組む「**公共施設のより一層の省エネの推進**」を図り、通年の省エネ(総量削減)に取り組みます。  
さらに、テニスコートの清掃に使用する水量についても清掃を効率的に行い、その使用量の調節を図っております。
- (3) 修繕を要するものは、専門業者に依頼すべきものは依頼しますが、自ら修繕可能なものは自ら修繕等を行うなど、いっそうの経費縮減に努めていきます。
- (4) 事務費については、消耗品、備品の購入時、複数の業者からの見積もりを徴し、品質上問題なければ低価格のものを購入します。

横浜市六ツ川スポーツ会館自主事業計画書

特定非営利活動法人  
団体名 みなみ区民利用施設協会

事業名	①募集対象	自主事業予算額					
	②募集人数	総経費	収入		支出		
	③一人当たり参加費		指定管理料 から充当	参加費	講師謝金	材料費	その他
ニュースポーツ シャッフルボード	どなたでも						
	60人						
	100円	18,000	12,000	6,000	15,000	0	3,000
はまちゃん体操教室	成人						
	20人						
	300円	18,000	12,000	6,000	15,000	0	3,000
合 計		36,000	24,000	12,000	30,000	0	6,000

事業ごとの事業内容等を様式4に記載してください。

## 横浜市六ツ川スポーツ会館自主事業別計画書（単表）

特定非営利活動法人  
 団体名 みなみ区民利用施設協会

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
ニュースポーツ シャッフルボード	カーリングに並ぶ世界のターゲットゲームを体育館の床面で行います。こどもから高齢者までを対象に、だれでも気軽にできるニュースポーツにより、新たな出会いと交流を図ります。	9月から10月 3回

事業名	目的・内容	実施時期・回数
はまちゃん体操	家庭でも簡単にできるはまちゃん体操を通じて、元気で生き生きと豊かな生活が送れるよう健康寿命を意識していただき、介護予防にも役立てます。周辺地区の民生委員協議会の委員さんとも連携し、参加者を募ります。	10月から11月 3回

事業名	目的・内容	実施時期・回数

事業名	目的・内容	実施時期・回数

単独団体名・共同事業体名	特定非営利活動法人 みなみ区民利用施設協会
施設名	横浜市六ツ川スポーツ会館

## 平成28年度収支予算書(兼指定管理料提案書)

### I. 指定管理料

(単位：円)

提 案 額 (a)	6,077,000
-----------	-----------

指定管理料＝小計【イ】を記入  
※区指定上限額 (b) の範囲内で提案してください。

※区指定上限額 (b)	6,077,000
-------------	-----------

差 引 (a) - (b)	0
提案額の区指定上限額に対する割合 (a) / (b)	100.0%

### II. 平成28年度収支予算書(総括表)

#### 1 収入の部

項 目	合計金額 (単位：千円)	備 考
自主事業収入 [A]	12	
雑入 [B]	181	
小 計 【ア】 ([A]~[B])	193	施設運営収入の計
指定管理料 [C]	6,077	【ウ】 - 【ア】
小 計 【イ】 ([C])	6,077	指定管理料の計
収入合計 ([ア] + 【イ])	6,270	

#### 2 支出の部

項 目	合計金額 (単位：千円)	備 考
人件費 [a]	4,230	
事務費 [b]	300	
自主事業費 [c]	36	
管理費 A (光熱水費等) [d]	1,130	
管理費 B (保守管理費等) [e]	423	
公租公課 [f]	148	
事務経費 [g]	3	
支出合計 【ウ】 ([a]~[g])	6,270	

※金額は、消費税及び地方消費税(8%)込みの額を記載してください。



単独団体名・共同事業体名	特定非営利活動法人 みなみ区民利用施設協会
施設名	横浜市六ツ川スポーツ会館

## 平成 28 年度収支予算書

## 1 収入の部内訳 (指定管理料除く)

(単位:千円)

	項 目	内 容 等	金 額	
自主事業収入			ア	12
			イ	
			ウ	
			エ	
			オ	
		小 計		[A]
雑入	コピー・印刷代		カ	1
	自動販売機手数料		キ	180
	その他		ク	
			ケ	
			コ	
			サ	
	小 計		[B]	181 カ~サ
	小 計 【ア】	施設運営収入計		193 [A]~[B]

※金額は、消費税及び地方消費税（8%）込みの額を記載してください。

単独団体名・共同事業体名	特定非営利活動法人 みなみ区民利用施設協会
施設名	横浜市六ツ川スポーツ会館

## 平成 28 年度収支予算書

### 2 支出の部内訳

(単位：千円)

	項 目	内 容 等	金 額	
人件費	常勤職員		ア	
	時給スタッフ		イ	4230
			ウ	
	小 計		[a]	4230 ア～ウ
事務費			[b]	300
自主事業費			[c]	36
管理費 A	電気料金		エ	970
	ガス料金		オ	
	上下水道料金		カ	160
	小 計		[d]	1130 エ～カ
管理費 B	修繕費		キ	50
	清掃		ク	86
	消防設備		ケ	30
	機械警備		コ	247
	空調設備		サ	
	エレベーター		シ	
	自動ドア		ス	
	電気保守管理点検		セ	
	非常用放送設備		ソ	
	害虫駆除		タ	
	植栽管理		チ	
	設備総合巡視点検		ツ	
	その他	冷水機水質検査	テ	10
			ト	
			ナ	
		ニ		
小 計		[e]	423 キ～ニ	
公租公課			[f]	148
事務経費	労務、経理、契約、職員研修など		[g]	3
小 計 【ウ】	施設管理運営経費計		6,270	[a]～[g]

※金額は、消費税及び地方消費税（8%）込みの額を記載してください。

※公租公課欄には、仕入税額控除後の消費税及び地方消費税見込額、その他税額を記載してください。